

富める者と貧しい者

2011年4月14日 法哲学ゼミ 澤田崇志 湯村誠一

(課題文献: ピーターシンガー著、山内友三郎訳、塚崎智訳、『実践の倫理』、昭和堂)

要約

主張

「誰かを死ぬにまかせること」と「誰かを殺すこと」は、本質的に違う

理由

- 1、無関心から人を殺すのと、敵意や残虐さなどの好ましくない動機から殺すのとでは、**動機**が異なる
- 2、「殺すな」という規則に従うのは簡単だが、「できるだけ多くの生命を救え」という規則に従うのは**難しい**
- 3、援助を与えない場合に比べて、人を殺す場合は、結果がより**確実**である
- 4、人を殺す場合は、被害者を**特定**できる
- 5、絶対的貧困者に対して、何かしたわけでないので、**責任**がない

反論

- 1、誰かを殺したいという強い動機がないとしても、**危険**である(スピード違反のドライバーのように)
- 2、行為者に対する評価と、**行為に対する評価**にわけることで、容易になる
- 3、確実性の低さは、行為の**不正を減じはする**が、不正であることは確か(スピード違反のドライバーのように)
- 4、特定できないとしても、**因果関係**は存在するのだから、不正である(汚染された缶詰の販売員のように)
- 5、責任というものを、**作為・不作為**の両面に対して捉えれば、責任があるといえる

主張

絶対的貧困者に対して、われわれは援助する義務がある

理由

第一前提: 悪いことを防ぐことが、それに匹敵するほど道徳的に重要なものを犠牲にせずにできる場合は、そうすべきある

第二前提: 絶対的貧困は悪いことである

第三前提: 絶対的貧困には、それに匹敵するほど道徳的に重要なものを犠牲にせずに防ぐことのできるものがある

結論 : そうした絶対的貧困を防ぐべきである

反論

自分の近い人を、まず助けるべき

「普段どうしているか」と「どうすべきか」は別物であり、距離や所属する社会といったものは、我々の義務

に決定的な相違を生むものではない

我々は経済的に豊かだから、道徳的に重要なものを犠牲しなくても、絶対的貧困者を助けることができる
暴力や詐欺のような不正な手段によらずに獲得した財産であれば、自分勝手に使っていい

所有権の自由は、援助する義務があったとしても成立する余地がある

三分法によって区別された、助けても意味のない国に対しては、援助する義務を放棄すべき

不確かな利益のために、明白な悪（＝三分法を採用すること）を防ごうとしないのは、間違っている

政府には援助する義務があるが、個人には援助する義務がない

不確かな利益のために、明白な悪（＝個人が援助しないこと）を防ごうとしないのは、間違っている

援助の基準が高すぎる

1、近しい人の利益をはかろうとする人間の本性からいって、高い基準を達成できない

公平に振舞うことは難しいが、できないことではない

2、高い基準を達成できるとしても、望ましいことではない（例：オペラを見られなくなる）

オペラよりも、生死にかかわる問題を優先すべき

3、高い基準を設定すると、達成は困難だと思って、やる気がなくなる

この反論は、我々の援助の義務そのものを否定する反論ではない

本当の援助の基準を公にしなければ達成できる

論点

オペラか命か

「絶対的に豊かな人々は、絶対的貧困者に対して、援助する義務がある」と筆者は主張する。しかしなぜ、家族でもない遠い人間との間に、恩恵的な関係が成立して、拘束的な義務が発生するのか。近しい人間に与える利益は、自分の利益にもなるが、遠い人間に与える利益は、人道的利益はあるとしても、自分の利益にはなりにくい。それでも我々は、絶対的貧困者に対して、生活水準を落としてまで、援助する義務があるのか？

「絶対的貧困者」と「被災者」のちがひ

「絶対的に豊かな人々は、絶対的貧困者に対して、援助する義務がある」と筆者は主張する。では、東日本大震災における被災者に対しても同様のことが言えるだろうか？絶対的貧困地の場合は、義務によって援助を強制しなければ復興できないだろうが、被災地の場合は、自発的な援助によるだけでも復興できるだろう。また、地震は偶発的なものであるという点に着目することもできる。我々は、被災者に対して、生活水準を落としてまで、援助する義務があるのか？

議論の成果

オペラか命か

賛成（生活水準を落として援助する義務がある）

- ・グローバル化によって、世界単位でも援助は自分に帰ってくる
- ・人道的利益は個人の利益よりも優先されるべき

反対（生活水準を落として援助する義務はない）

- ・常に先進国が後進国の事を考えていなければならない
- ・生活水準を落とすことによる経済損失が結果的に途上国に悪い影響を与えかねない

「絶対的貧困者」と「被災者」のちがい

賛成（生活水準を落として援助する義務がある）

・地震はどこを襲うか分からず、国民全体にとって平等なものである。その中で不運にも地震にあった（生活水準がおちた）人々に援助することはいい結果を生む

- ・自分よりも生活水準の低い人に対して援助することに意味がある
- ・被災地をそのままの復興に任せることは、国力低下による日本全体への経済的な2次災害を招きかねず、それを防ぐことに意義がある

反対（生活水準を落として援助する義務はない）

- ・援助を義務化することによって、自発的援助の意欲を減退させる恐れがある
- ・援助の強制によって生活水準を落とすことは、社会全体の経済を衰退させかねない
- ・義務化による援助によって、被災地が援助なしでは動けなくなってしまう恐れがある。